

公益財団法人正光会グループホームあこう

重要事項説明書

《令和 8 年 5 月 1 日現在》

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに「愛媛県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年愛媛県条例第 36 号）」及び「愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和 3 年愛媛県条例第 18 号）等に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 共同生活援助サービスを提供する事業者及び事業所、共同生活住居

① 事業者

名 称	公益財団法人正光会
代 表 者	理事長 渡部三郎
所 在 地	愛媛県宇和島市柿原 1280 番地
連 絡 先	0895-22-3900
法人設立年月	昭和 29 年 2 月

② 事業所

名 称	グループホームあこう
愛媛県指定 事業所番号	3824000339
管 理 者	中尾 賢一
サービス管理責任者	中川 裕介
主たる事業所 所 在 地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山 846 番地
連 絡 先	電話：0895-74-0211 FAX：0895-74-0211
サービスの種類	介護サービス包括型共同生活援助
サービスの 主たる対象者	知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病等対象者

利 用 定 員	30名
開設年月日	令和 8年 5月 1日

③ 共同生活住居

名称	住所	室数
グループホームあこう第1	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	10室
グループホームあこう第2	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	10室
グループホーム第2ひかり荘	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1201番地2	3室
グループホーム第3ひかり荘	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	7室

2. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を行うことを目的とします。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったグループホームサービスを提供するよう努めるものとします。

3. 営業日及び営業時間

営業日	1月1日から12月31日まで
サービス提供時間	24時間
受付時間	8時30分～17時00分

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	1				利用者の共同生活援助計画の作成や継続的なサービスの把握、適切な相談・指導・助言等を行います。
世話人	6		8		利用者に対する食事の提供、生活上の相談

				及び入浴等の介護、健康管理等、日常生活に必要な支援を行います。
生活支援員	4	1		利用者に対する食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護、健康管理等、日常生活に必要な支援を行います。
夜間支援従事者	6			利用者に対して夜間及び深夜に時間帯を通じて必要な介護等の支援を行う。

5. サービスの内容

種 類	内 容
共同生活援助計画の作成	・利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
相談及び支援	・利用者及びその家族からの相談に応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。
日常生活及び 日中活動の支援	・利用者の身体及び精神の状況に応じ、自立の支援と日常生活が充実するよう入浴、排せつ等の必要な支援を行います。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活の適応性を高めるよう、日中活動の機会を通じて支援を行います。
健康管理	・従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 ・基本的に従業者が利用者の服薬を管理します。 (本人管理できる場合を除く) ・緊急時は必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 ・看護師による日常の健康管理や重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実を図ります。
食事の提供	・利用者に食事を提供します。
各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取りの付き添い等について配慮します。
余暇活動の支援	・地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
預り金等管理	・利用者の希望により、預かり金等管理サービスを行います。

日中活動支援	・日中活動先との調整等を支援します。
夜間における支援	・夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。
体験利用における支援	契約を希望されている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により実施します。 (健康診断、歯科検診、予防接種、理美容など)

6. サービス利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスに関する料金

サービスの提供を受けた場合は、厚生労働省の告示の単価による利用料金が発生します。事業所が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。所得に応じて負担上限月額が設定され、1月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※ 訓練等給付費について事業所が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に訓練等給付費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【 基本料金 】※日額

① 共同生活援助サービス費（I）

支援区分	利用料金 (あこう第1・第2)	利用料金 (第2・第3ひかり荘)	利用者負担額
区分6	5, 7 0 0 円	6, 0 0 0 円	左記金額の1割
区分5	4, 3 3 0 円	4, 5 6 0 円	
区分4	3, 5 3 0 円	3, 7 2 0 円	
区分3	2, 8 2 0 円	2, 9 7 0 円	
区分2	1, 7 9 0 円	1, 8 8 0 円	
区分1以下	1, 6 2 0 円	1, 7 1 0 円	

② 共同生活援助サービス費（Ⅱ）【体験利用の場合】

支援区分	利用料金 (あこう第1・第2)	利用料金 (第2・第3ひかり荘)	利用者負担額
区分6	6, 810円	7, 170円	左記金額の1割
区分5	5, 410円	5, 690円	
区分4	4, 570円	4, 810円	
区分3	3, 900円	4, 100円	
区分2	2, 760円	2, 900円	
区分1以下	2, 590円	2, 730円	

【 加算料金 】

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員 配置等加算(Ⅲ)	40円	左記金額の1割	世話人または生活支援員のうち、 常勤職員が75%以上または勤続 3年以上の常勤職員が30%以上 の場合、利用1日につき加算され ます。
医療連携体制 加算 (Ⅶ)	390円	左記金額の1割	日常的な健康管理、医療ニーズへ の適切な対応がとれる等の体制を 整備している場合、利用1日につ き加算されます。
人員配置体制 加算(Ⅰ) 区分4以上	830円	左記金額の1割	厚生労働大臣が定める施設基準 (基準上の人員に加え、特定従業 者数換算方法で12:1以上の世話 人等を配置)に適合している事業 所において、日中を共同生活住居 で過ごす場合に障害支援区分に応 じ、1日につき加算されます。
人員配置体制 加算(Ⅰ) 区分3	770円	左記金額の1割	
夜間支援等体制 加算 (Ⅰ) 区分4以上	750円	左記金額の1割	
夜間支援等体制 加算 (Ⅰ) 区分3	630円	左記金額の1割	夜間支援対象者18人 夜勤を行う夜間支援従事者を配置 し、利用者に対して夜間及び深夜 の時間帯を通じて必要な介護等の 支援を提供できる体制を確保して いる事業所において、夜間支援対 象利用者数の数の応じ、1日につ き加算されます。
夜間支援等体制 加算 (Ⅰ)	500円	左記金額の1割	

区分 2 以下			
入院時支援 特別加算	5, 6 1 0 円 (1 1, 2 2 0 円)	左記金額の 1 割	入院期間が 3 日以上 7 日未満の場合に、病院又は診療所を概ね 1 回以上訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、1 回につき加算されます（月 1 回を限度）。※（ ）は入院期間が 7 日以上の場合。
長期入院時支援 特別加算	1, 2 2 0 円	左記金額の 1 割	入院期間が 3 日以上の場合に、病院又は概ね週に 1 回以上訪問し、入院期間中の日服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所の連絡調整を行った場合、1 日につき加算されます（入院の初月から 3 月に限る）。
帰宅時支援加算	1, 8 7 0 円 (3, 7 4 0 円)	左記金額の 1 割	帰宅期間が 3 日以上 7 日未満の場合に、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1 回につき加算されます（月 1 回を限度）。※（ ）は帰宅期間が 7 日以上の場合。
長期帰宅時 支援加算	4 0 0 円	左記金額の 1 割	帰宅期間が 3 日以上の場合に、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1 日につき加算されます（3 月に限る）。
福祉・介護職員 処遇改善加算 (IV)	所 定 単 位 数 (※) に 1 0 . 5 % を乗じた料金	—	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。

--	--	--	--

※ 所定単位数：基本サービス料金に各種加算・減算を加えた総単位数になります。

(2) 訓練等給付対象外サービスに関する利用料金

日中サービス支援型共同生活援助において、提供される便宜に供する費用のうち光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができるものとします。この場合の料金については下記の通りです。

① 家賃・光熱水費用

共同生活住居の名称	項目	費用の額（月額）	費用の額 （日割り計算）
あこう第1・第2	家賃	30,000円	1,000円
	光熱水費	4,000円	130円
第2ひかり荘	家賃	30,000円	1,000円
	光熱水費	実費	実費
第3ひかり荘	家賃	18,000円	600円
	光熱水費	5,000円	160円

※ 利用開始時及び終了時は、日割り計算を行います。

※ 入院、外泊時は、通常の費用（月額）をご負担いただきます。なお、月の全日数において入院等された場合、光熱水費の負担はありません。

② 食材料費

共同生活住居の名称	朝食	昼食	夕食
あこう第1・第2	300円	600円	400円

※ 第2・第3ひかり荘は、食事の提供はありません。

※ 食材料費は、徴収した月の翌月又は利用契約を終了した日に精算し、事業所が負担する食材料費の実費を上回り残額が発生した場合は、徴収した月の翌月の請求金額より相殺し、利用契約を終了した時は返還するものとします。

③ 日用品費その他の日常生活においても通常、必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは実費相当額を負担していただきます。その場合、内容についてあらかじめ説明し、同意を得るものとします。

7. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(1) 当事業所での現金支払い

(2) 利用者指定口座からの自動振替

(3) 事業所指定の下記口座への振込

伊予銀行愛南支店 普通 1610835

こうえきぎだんほうじんしょうこうかい
公益財団法人正光会 グループホームあこう

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、訓練等給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

- (1) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- (2) 事業所内での飲酒は禁止です。
- (3) 喫煙は所定の場所のみとし、火気の取扱いに十分注意してください。
- (4) 事業所内の備品については持ち出し等の行為を禁止します。万一、紛失または破損した場合には、その際の状況により実費弁償していただく場合があります。
- (5) 他利用者に迷惑をかけないよう万事配慮していただきます。
- (6) 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- (7) サービス利用中に知り得た他利用者の個人的な情報（氏名、住所、家族関係など）に関しては、サービス利用契約中及び契約終了後も他に漏らさない事を守っていただきます。
- (8) サービスの利用に係る料金は、遅滞なく支払いを行ってください。
- (9) 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預かり金等管理サービスのご利用となります。
- (10) 上記事項の他、事業所または利用者に損害を与えたり、秩序を乱す行為がある場合は契約解除を求められることがあります。
- (11) サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所お知らせください。
- (12) 外出・外泊は自由にできますが、事前にご連絡ください。

9. 守秘義務

- (1) 利用者及び家族の事業者が使用する個人情報については、「利用者及び家族の個人情報取り扱いについて」及び利用目的を交付・説明し、同意を頂いて使用します。使用する個人情報は、別紙利用目的以外のものは使用しません。個人情報取扱についてと個人情報利用目的は掲示しています。また、個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

- (2) 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 事業者は、従業者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

協力医療機関	医療機関名：公益財団法人正光会御荘診療所 所在地：愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地 連絡先：0895-74-0111
協力歯科医療機関	医療機関名：池田歯科医院 所在地：愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1285番地1 連絡先：0895-73-2223
利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 氏名： 続柄：電話番号：
緊急連絡先	住所： 氏名： 続柄：電話番号：

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 非常災害時の対策

災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、日常的に具体的な対処方法、避難経路等の防災計画を定め、年2回以上の防災避難訓練を利用者とともに実施致します。その際に地域住民にも参加が得られるよう努め、非常災害時に避難する際の対策を確認します。

防災設備

- ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常通報装置
- ・非常用電源 ・スプリンクラー
- ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。
- ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）
（その他、携帯ラジオ、ロープ、懐中電灯等）

1 3. 苦情解決

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置しています。また、苦情受付窓口と解決のための要綱を掲示しています。

(1) 苦情解決責任者 管理者 中尾 賢一

(2) 苦情等申立先

- ① 事業所窓口 中川 裕介 受付時間 8:30～17:00
- ② 第三者委員 岡 勲 連絡先 0895-72-6300
- ③ 愛南町役場 愛南町城辺甲2420番地 連絡先: 0895-72-1212
- ④ 運営適正化委員会 愛媛県松山市持田3丁目8-15
愛媛県総合社会福祉会館内
連絡先: 089-998-3477
月～金曜日/9:00～12:00
13:00～16:30

1 4. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	中尾 賢一
-------------	-------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

(5) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(6) 成年後見制度の利用を支援します。

1 5. 身体拘束等の禁止について

事業所は、サービスの提供に当たっては、原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明し同意を得たときのみ、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、下記の対策を講じます。

(1) 身体拘束等の適正化対応策の担当者を選定しています。

身体拘束等の 適正化対応策の担当者	中尾 賢一
----------------------	-------

(2) 身体拘束等の適正化を図るための委員会の設置等を実施しています。

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化ための研修を実施しています。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

1 6. 衛生管理

事業所は、利用者の使用する他設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、衛生管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

1 7. 感染症・食中毒の防止等に関する取り組み

事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

(1) 感染対策担当者を選定しています。

感染対策担当者	山内 美奈
---------	-------

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を検討する委員会の設置等を実施しています。

(3) 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

1 8. ハラスメント対策について

(1) ハラスメントは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントをいいますが、個人の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的・身体的苦痛を与える行為や労働条件に関して不利益を与える行為または職場環境を悪化させたりするような行為すべてをハラスメントといいます。

- (2) 相談及び苦情窓口を設け、情報の取り扱いに十分注意します。
- (3) 被害者に不利益にならない取り組みを行い、方針の明確化等の必要な措置を講じて再発防止に努めます。
- (4) 対象は職員、関係団体職員、利用者及び家族への行為も含まれます。

19. 心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

20. 連絡調整に対する協力

事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

21. 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

22. サービス提供の記録・情報の開示について

- (1) 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービスの完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

23. 第三者による評価の実施

提供するサービスの第三者による評価は実施していません。

グループホームあこうの利用にあたり、利用者に対して本書面の写しを交付し、重要事項を説明いたしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

所在地 愛媛県宇和島市柿原1280番地

名称 公益財団法人正光会

代表者 理事長 渡部 三郎 印

事業所

所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地

名称 グループホームあこう

説明者 管理者 中尾 賢一 印

私は、本書面の写しを交付され、事業者からグループホームあこうの利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印

続柄